



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 7 日 (火)
第 7 9 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (669・670) (指導管理課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (671) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (672) (〃) 3 肥料の登録 (673) (くらしの安心推進課) 3 クリーニング師の研修並びにクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (674) (〃) 3 都市計画の変更予定 (5 件) (675~679) (景観まちづくり課) 4 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (680) (経済政策課) 9 森林病虫害の駆除命令 (681) (東部総合事務所農林局) 11 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (682) (〃) 11 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (683) (西部総合事務所福祉保健局) 12
-------	--

告 示

鳥取県告示第 669 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和 45 年鳥取県条例第 12 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する掛金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

室長補佐 稲村 潤一

副主幹 港 浩二

3 委任期間

平成 19 年 8 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 670 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 236 号及び第 237 号に規定する狩猟者の登録等に関する手数料並びに鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 3 条第 2 号ウに規定する狩猟税の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部公園自然課

参事兼課長補佐 岩田 康人

3 委任期間

平成 19 年 8 月 7 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 671 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の

規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人ファミリークリニックせぐち小児科	米子市西福原九丁目16-26	平成19年7月1日

鳥取県告示第 672 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ファミリークリニックせぐち小児科	米子市西福原九丁目16-26	平成19年6月30日
メンタルケア&カウンセリングはまざきクリニック	米子市安倍48-1	〃

鳥取県告示第 673 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第541号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0		山陰食鶏農業協同組合 米子市淀江町中間17	平成19年7月17 日

鳥取県告示第 674 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第 8 条の 3 に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8-2

- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成19年9月30日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館
 - (2) 第1型講習
日時 平成19年10月14日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。
- 4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成19年11月30日（金）
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込み期間
 - (1) 第1型研修 平成19年9月10日（月）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 第1型講習 平成19年9月25日（火）から同年10月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (3) 第2型講習 平成19年10月15日（月）から同月31日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料
研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。
- 7 受講申込み先及び問合せ先
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市大榎町13-1
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び智頭町役場（八頭郡智頭町大字智頭2072-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
智頭都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江児、字井手口通り、字従来ノ前、字小山河原、字

黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅途、字岨、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字ニ
ノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ

鳥取県告示第 676 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同
条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一
丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路3・4・5号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木、長谷字川向、字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ
内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字堤下夕、字池ノ内、字藪ノ元、字西ノ畑
及び字弁才天、玉津字早魁、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び
字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下夕及び字稲田、上味野字大坪上ノ割、字大坪下ノ割、字小屋場、字北
谷堤奥及び字洞貝、下味野字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷、字観音谷、北村字池ノ内、
字池ノ内谷及び字池ノ内東分、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内堤谷、字池ノ内西、字池ノ内北平、字西
石田、字高畷、東石田及び玉向並びに本高字白木、字道免、字白木西分、字白木東分、字段木及び字円
ノ前

(2) 八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市用瀬町安蔵字井手口、字向井田及び字高畔、別府字ビワガイチ、字寺谷及び字橋向並びに美成
字船ヶ谷茶園ヶケル及び字猪子塔、同市河原町佐貫字堤ノ内、字岡崎及び字馬場川、高福字ロイソフ谷、
変更する部分

鳥取市用瀬町川中字猿山、字中山、字鴛ヶ谷及び字カラヒツ、宮原字檜木ヶ嶽、字宮谷、字小林谷影
平及び小林谷日平、安蔵字岡影平、字荒田平、字下モ河原、字宮ノ前、字大林、字向山及び字鹿子下ノ
谷、家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字熊谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字安岡口、字的場、字山
神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字桂谷ノ内ゴウロ
谷、別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字井手桁、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ谷、字横
岩及び字小谷並びに美成字桂谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字王子畑口林下、字王子畑、字下モ王子畑、
字盲谷、字松ヶ谷、字天王、字オヶ谷、字高田、字下モ山、字岨詰ノ下モ及び鬼ヶ嶽、同市河原町佐貫
字若桑谷、字千切ヶ谷、字平尾、字筑紫ヶ谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上_墓、字大星及び字大田、
八日市字荒堀及び字天水、高福字上新田、字大ガンキャウ、字大ガンキャウ宮ノ上、字高谷平、字奥イ
ソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字島田、字向畑、字中新田、字中道

端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び下河原、今在家字向河原及び字中河原、片山字畑牧場、字下沖、字切岩、字村ノ前、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字乙水出、字岨、字宮ノ下タ、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字向河原、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに西円通寺字畑ヶ中

(3) 八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町高福字荒田、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原、今在家字向河原、字古屋敷及び字中河原、片山字畑牧場、字恵比須木、字下沖、字切岩、字村ノ前、字高国、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字村ノ下モ、字乙水出、字水出、字宮ノ元、字岨、字宮ノ下タ、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字道東、字砂子、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに西円通寺字畑ヶ中

(4) 八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福字長通り及び字中道端

鳥取県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎（東伯郡琴浦町大字赤碕1140の1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻、字鎗免、字千賀助、字御立、字下松尾、字神楽谷、字東松尾、字小垣、字西神楽谷、字東神楽谷、字西山、字石橋、字明ヶ平及び字上薬師、大字中尾字下野際、字徳三垣、字下ノ谷、字舞ノ免及び字荒木田、大字上伊勢字東松山、字西松山及び字神子田、大字浦安字伊勢分及び字元伊勢、大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、字井尻、字上白山、字一本木、字東中江、字針屋垣、字西中江、字中河原、字下河原、字神明田、字野露及び字下滝峯平ル、大字田越字井図地頭、字井図地東峯、字五輪谷、字井図地中ゾネ、字新三林、字長田平ラ、字栴市、字西栴市、字吹上げ、字大エゴ及び字岩屋峯、大字笠見字東神楽平ラ、字下枝谷口、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽、字東神楽、字加杖阪及び字御木山並びに大字八橋字久蔵谷、字鏡鑄谷頭、字久蔵峯、字久蔵峯北、字竜王頭、字蝮谷、字荒島、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字ネレガ坪、字中嶋田、字上栗子、字栗子ノ南、字栗子家ノ西、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字西丸山及び字北三本松

(2) 赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字笹尾谷、字笹尾西峯、字野畑尻、字北垣、字京免、字漆原野、字上漆原、字ニタ礎、字狐谷野及び字ニタ石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷頭東平、字杉谷東平、字杉谷、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字屋敷、字堂ノ前、字北田、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碕字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字西高野西、字山ノ内、字小谷西、字才ノ木納屋田ノ上、字才ノ木細道ノ東、字才ノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷大山道ノ上、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字智光寺田、字屋敷及び字溝マタゲ、大字八幡字下荒堀、字前原、字東木ノ下、字上荒堀、字西木ノ下、字清元田、字豆尻、字王神ノ上、字免垣、字東仲田、字柳ケ下、字西仲田、字八幡ノ後口及び字芝原、大字光字老本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字中瀧ノ下、字長谷口東平、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字筧津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ケ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蠨螺ノ尻、字西谷、字六ツ塚、字西谷西平、字大和塚、字七郎塚及び字廣田並びに西伯郡大山町柴田字六塚原、八重字萱尾ノ峰、字萱尾及び字中峯、樋口字西野末、字呉和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字上河原、字前河原、字河原及び字中峯、赤坂字上中峯及び頭無シ、下甲字小松谷渡瀬ノ南、字退休原及び字尾草沢、住吉字平野及び字中平野、殿河内字岩屋ノ前、字ススシバ、字出口、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市字要害ノ峯、字天神ノ峰、字林ノ峯東通、字大平ル、字狼谷、字上開、字中開、字築地ノ峯東通、字築地ノ峰西通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田

鳥取県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び大山町役場名和分庁舎（西伯郡大山町御来屋262）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

淀江都市計画道路1・3・2号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字笹尾谷、字笹尾西峯、字野畑尻、字北垣、字京免、字漆原野、字上漆原、字ニタ礎、字狐谷野及び字ニタ石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷頭東平、字杉谷東平、字杉谷、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字屋敷、字堂ノ前、字北田、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碕字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字西高野西、字山ノ内、字小谷西、字才ノ木納屋田ノ上、字才ノ木細道ノ東、字才ノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷大山道ノ上、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、

字屋敷田、字前田、字智光寺田、字屋敷及び字溝マタゲ、大字八幡字下荒堀、字前原、字東木ノ下、字上荒堀、字西木ノ下、字清元田、字豆尻、字王神ノ上、字免垣、字東仲田、字柳ケ下、字西仲田、字八幡ノ後口及び字芝原、大字光字老本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字中瀧ノ下、字長谷口東平、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字筈津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ケ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蠓螺ノ尻、字西谷、字六ツ塚、字西谷西平、字大和塚、字七郎塚及び字廣田並びに西伯郡大山町柴田字六塚原、八重字萱尾ノ峰、字萱尾及び字中峯、樋口字西野末、字呉和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字上河原、字前河原、字河原及び字中峯、赤坂字上中峯及び頭無シ、下甲字小松谷渡瀬ノ南、字退休原及び字尾草沢、住吉字平野及び字中平野、殿河内字岩屋ノ前、字ススシバ、字出口、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市字要害ノ峯、字天神ノ峰、字林ノ峯東通、字大平ル、字狼谷、字上開、字中開、字築地ノ峯東通、字築地ノ峰西通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田

(2) 淀江都市計画道路1・3・2号東伯淀江線

変更する部分

西伯郡大山町豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、倉谷字荒田、字原屋敷、字引地、字上中田、字西中田、字講屋敷、字代古屋、字客ノ前、字法眼田及び字東谷平ラ、小竹字上鷹ノ尾、字仁蔵兵衛、字繩手ノ下タ、字上宮尾平ラ、字下宮尾平ラ、字上宮尾及び字下西谷平ラ、東坪字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字中林及び字東大ヨゴ、西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ケ峯、字清代田及び字上高尾原、名和字中狼谷、字中畝、字中疇、字大谷、字西菖蒲谷、字五輪東ノ下、字上菖蒲谷、字小谷、字東八重谷、字西八重谷、字衣裳谷、字小三林、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、加茂字飛田、門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字菖蒲田、字鎮守山、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金蔵ヶ平ル及び字前澤、茶畑字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣、押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田及び字上ノ田、所子字押平道ノ上、字押平道、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小澤及び字上向神田、清原字中千萬、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文殊ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞、字仙谷及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字細道、字山下、字孫市、字溝尻、字寺内境、字朝引、字的場、字太田、字北尾境及び坊川並びに米子市淀江町福岡字分田、字鯖田、字隅田、字新地道、字学堂、字倉常及び字寺田

鳥取県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路 1・3・2 号東伯淀江線

淀江都市計画道路 3・5・1 号今津福岡線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 淀江都市計画道路 1・3・2 号東伯淀江線

変更する部分

西伯郡大山町豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、倉谷字荒田、字原屋敷、字引地、字上中田、字西中田、字講屋敷、字代古屋、字客ノ前、字法眼田及び字東谷平ラ、小竹字上鷹ノ尾、字仁蔵兵衛、字縄手ノ下タ、字上宮尾平ラ、字下宮尾平ラ、字上宮尾及び字下西谷平ラ、東坪字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字中林及び字東大ヨゴ、西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ヶ峯、字清代田及び字上高尾原、名和字中狼谷、字中畝、字中疇、字大谷、字西菖蒲谷、字五輪東ノ下、字上菖蒲谷、字小谷、字東八重谷、字西八重谷、字衣裳谷、字小三林、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、加茂字飛田、門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字菖蒲田、字鎮守山、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金蔵ヶ平ル及び字前澤、茶畑字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣、押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田及び字上ノ田、所子字押平道ノ上、字押平道、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小澤及び字上向神田、清原字中千萬、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文殊ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞、字仙谷及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字細道、字山下、字孫市、字溝尻、字寺内境、字朝引、字的場、字太田、字北尾境及び坊川並びに米子市淀江町福岡字分田、字鯖田、字隅田、字新地道、字学堂、字倉常及び字寺田

(2) 淀江都市計画道路 3・5・1 号今津福岡線

変更する部分

西伯郡大山町安原字大垣、字朝引、字寺内境、字北尾境及び字溝尻並びに米子市淀江町今津字岸ノ前、字塚田、字八反田及び字上谷、福岡字鯖田

鳥取県告示第 680 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター

米子市末広町 58

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 米子駅前開発株式会社 米子市中町 20 代表取締役 森田 隆朝

変更後 米子駅前開発株式会社 米子市加茂町一丁目 1 代表取締役 野坂 康夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1-30 管財人 岡田 元也

株式会社落合 米子市角盤町一丁目27-8 代表取締役 落合 伸介
有限会社平田生花店 島根県松江市南田町31 代表取締役 平田 明久
株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町1886-4 代表取締役 川端 成幸
株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目70 代表取締役 中西 弘
株式会社ウチムラ 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村 正巳
株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目4-2 代表取締役 多根 幹雄
有限会社米仙堂 米子市上福原1465-2 代表取締役 寺崎 一男
株式会社ユーシーシーフードサービスシステムズ 兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目3-8 代
表取締役 榊原 充俊

寿製菓株式会社 米子市旗ヶ崎2028 代表取締役 川越 誠剛

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社アイドル 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27-3 代表取締役 矢島 孝敏

有限会社エムズカンパニー 島根県出雲市今市町468-7 代表取締役 増岡 智裕

株式会社広島音工 広島県広島市西区横川新町13-24 代表取締役 田 光由

株式会社ベルウィング 大阪府大阪市中央区南船場四丁目7-22 代表取締役 辻本 憲之

藤久株式会社 愛知県名古屋市長区高社一丁目210 代表取締役 後藤 正己

株式会社みどり商事 米子市両三柳1546-1 代表取締役 金川 裕一

変更後 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1-30 代表取締役 川本 敏雄

株式会社落合 米子市角盤町一丁目27-8 代表取締役 落合 伸介

有限会社平田生花店 島根県松江市南田町31 代表取締役 平田 明久

株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町1886-4 代表取締役 大野 榮

株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目70 代表取締役 中西 弘

株式会社アフリカタロウ 岡山県岡山市高柳西町25-5 代表取締役 江見 いづみ

株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目4-2 代表取締役 多根 裕詞

有限会社米仙堂 米子市上福原1465-2 代表取締役 寺崎 一男

有限会社トム 米子市東町141 代表取締役 斧谷 達道

株式会社ヤマノリテレーリングス 東京都渋谷区代々木一丁目30-7 代表取締役 山野 義友

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田1
代表取締役 菊地 敬一

有限会社エムズカンパニー 島根県出雲市今市町468-7 代表取締役 増岡 智裕

株式会社広島音工 広島県広島市西区横川新町13-24 代表取締役 岡田 廣恵

スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6 代表取締役 西原 浩二

藤久株式会社 愛知県名古屋市長区高社一丁目210 代表取締役 後藤 薫徳

株式会社みどり商事 米子市両三柳1546-1 代表取締役 金川 裕一

3 変更年月日

(1) 2(1)の事項 平成15年6月19日

(2) 2(2)の事項 平成18年5月25日

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の所在地及び代表者の変更並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、所在地及び代表者の変更のため。

5 届出年月日

平成19年6月29日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 19 年 8 月 7 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 681 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市及び岩美郡岩美町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布又は薬剤によるくん蒸を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び東部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第 682 号

森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを 6 ミリメートル(木材チップーにより破砕する場合にあつては、15 ミリメートル)以下とすること。

(3) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第 683 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社アダチトレーディア	境港市昭和町無番地	ケアタクシーのぞみ指定訪問介護事業所	境港市昭和町 9-1 先	居宅介護、重度訪問介護	平成 19 年 8 月 1 日